

ものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(蒲郡市幸田町衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の廃止)

2 蒲郡市幸田町衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十九年蒲郡市幸田町衛生組合規則第六号)は、廃止する。

○蒲郡市幸田町衛生組合議会の議員
その他非常勤の職員の公務災害補
償等に関する条例施行規則

(平成十九年三月三十日
規則 第五号)

(趣旨)

第一条 この規則は、蒲郡市幸田町衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成十九年蒲郡市幸田町衛生組合条例第九号)の規定に基づき、補償の手續その他条例の実施に関する事項を定めるものとする。

(準用規定)

第二条 公務災害補償等に関する必要な事項は、蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十四年蒲郡市規則第二号。以下「蒲郡市規則」という。)の規定を準用する。

(読替規定)

第三条 蒲郡市規則中「市長」とあるのは「管理者」と読み替える

第四編 人事 (蒲郡市幸田町衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則)